

令和7年度 第2回堺市障害児支援専門部会

令和8年1月29日（木） 10：00～12：00
堺市役所本館地下1階 大会議室東西

1. 子育て支援について
2. インクルージョン推進に向けた整理について
3. 発達等に不安のある不登校児への支援について
4. 障害児の相談支援部会の報告

1. 子育て支援について

1. 子育て支援について

関連する項目 VII 家族への心理的支援の充実

第1回の主な意見

- ・療育の場における支援が適切に行われていても、家庭における関わり方や保護者の理解が深まることで、こどもの成長・発達を支えるうえで極めて重要である。
- ・幼児期における支援の充実や、良好な支援者とのつながりの形成は、就学後を含むその後の支援に大きく影響する場合がある。
- ・並行通園のみならず、こどもに関わる関係機関を適切に把握したうえで、継続的な見守りを行う体制の構築が必要である。
- ・学習意欲のある保護者がいる一方で、家庭の生活スタイルに合わせて学べる機会が十分に確保されていない状況がある。
- ・こどもの特性に関して課題を抱える家庭に対し、適切な活動や関わり方に関する情報や啓発をより行き届かせる必要がある。



保護者が自ら支援者としての役割を果たし、子育てに必要な情報を主体的に収集・活用できるようにすることが重要となっている。このため、保護者の心理的支援に加え、保護者の力を高めるエンパワメントの視点を強化する必要がある。

現行のロードマップにおける施策目標22

「子育て支援～保護者同士のつながり支援、ぴあ相談等の充実～」について、以下のとおり施策の方向性を明確化する。

「子育て支援～保護者エンパワメント施策の推進～」

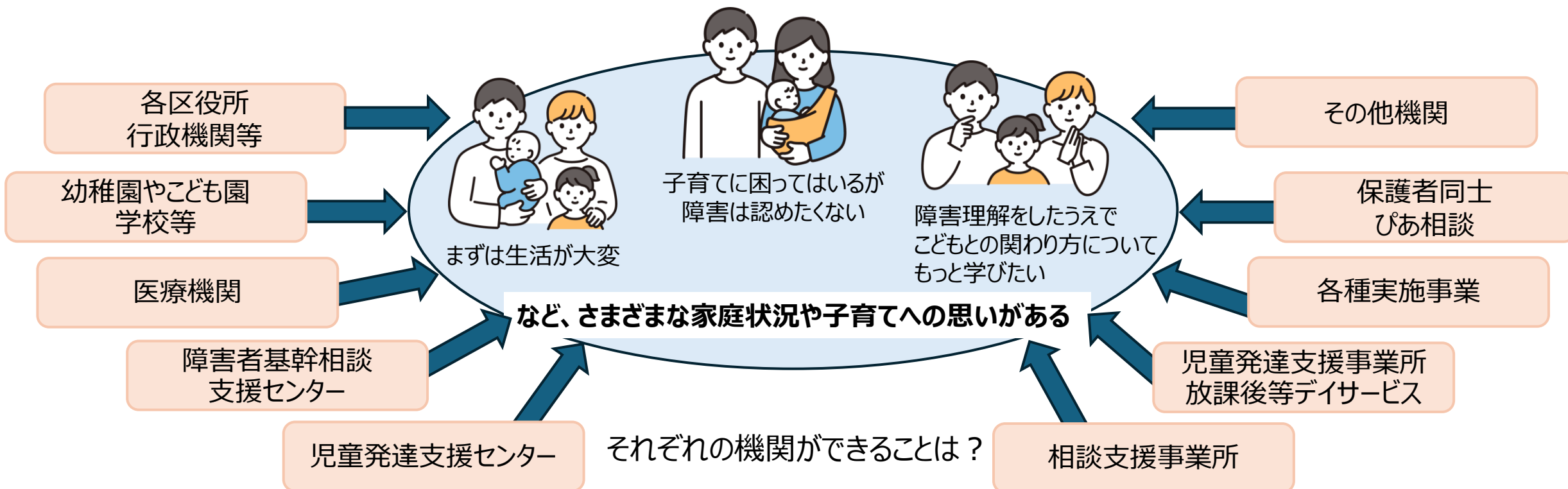
→従来の目標から、保護者が主体的に情報収集・意思決定できる力を高める取り組みを推進していく。

- 施策目標「子育て支援～保護者エンパワメント施策の推進」
- 子育て支援に関連する事業等の状況
- 保護者エンパワメント施策にむけた基本体系イメージ

1. 子育て支援について

○施策目標「子育て支援～保護者エンパワメント施策の推進」

保護者同士のつながり、ぴあ相談を含み、保護者のエンパワメント（自分の力に気づき、主体的に行動し、より良い子育てや生活を実現できるよう支援する考え方）という視点から、子育て支援について検討する。



保護者がどこに相談しても必要な段階の情報提供ができる体制の構築を目指す。

1. 子育て支援について

○子育て支援に関連する事業等の状況

各区での子育て支援に関わる事業（抜粋）

各区子育て支援課における相談業務 （主に家庭児童相談員が対応）	18歳未満の子どもに関すること（子育て、子どもの心や体の発達への心配、子ども園等や学校生活での悩み）について相談支援を実施。家庭における児童虐待の相談や連絡（通告）にも応じている。
地域子育て支援拠点事業	区役所子育てひろば、さかいっこひろば、みんなの子育てひろばにおいて、子育て情報の発信、子育て相談、子育て講座、交流の場の提供等を実施。
乳幼児健康診査	市内協力医療機関、もしくは各区の保健センターにおいて、生後1か月、4か月、9から11か月、1歳6か月、3歳6か月時に健康診査を実施。子育てに関する相談にも応じている。
乳幼児保健指導	各区の保健センターにおいて、乳幼児の健康の保持及び増進を支援するため、来所・訪問・教室等の手段による相談支援を実施。子育てに関する相談にも応じている。
在宅乳幼児親子教室	発達の不安や心配がある子どもと保護者を対象に、心理職、保健師、家庭児童相談員、保育教諭等がグループ支援や進路相談を実施。

1. 子育て支援について

○子育て支援に関連する事業等の状況

発達に不安のある保護者が相談できる事業等（抜粋）

<p>障害児等療育支援事業 (あい・すてーしょん)</p>	<p>障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行う。</p>
<p>地域支援特別事業</p>	<p>保護者交流の場・学習会・親子の居場所・あそび場・「あい・ふあいる」活用セミナーなどを行う事業 ○まなびの場 受託法人において、それぞれ特徴をもちながら開催している。 子育てに関する全般の相談から発達が気になる親子のための遊び場の提供、関わりや相談を通じて助言等を実施。</p>
<p>発達障害児(者)支援事業</p>	<p>○4・5歳児発達相談 4歳児が対象（年中児） こどもの発達や成長に関する心配や気になること、育てにくさ等に関する相談に対し、専門の小児科医師による問診や診察、心理士によるこどもへの行動観察を実施。 実施後に「振り返りシート」、「子育てアドバイス」を保護者へ提供し、家庭での関わりについて助言をしている。 「子育てアドバイス」は家庭以外に在籍園での活用等も想定し、保護者に2部提供している。</p> <p>○家族のための学習会（ペアレントトレーニング） ①対面＝年間1クール（5組） ②オンデマンド4クール（対面コンサル含む場合有）上限なし（コンサルは限りあるためピックアップ）</p>

方向性・課題

保護者に対する助言の個別専門性は高いが、規模が限定的である部分がある。各事業の開始から経年したため、改めて既存事業等との整理を踏まえ、あり方について検討しつつ、さらに情報が伝わりやすいような取り組みを検討する。

1. 子育て支援について

○子育て支援に関連する事業等の状況

堺市立児童発達支援センター（もず園・つぼみ園）での取り組み

利用児の保護者を対象とした取り組み

- 保護者交流会
毎日通園クラスは学期に1回程度のクラス懇談・日曜参観の際にも30分程度交流の時間を作っている。その他一部の親子登園クラスでは、年に4～6回程度行っている。
- 保護者学習会
毎日通園クラスでは、各専門職で実施する発達特性の疑似体験等をしてもらう学習会に加え、親子保育で職員とこどもの様子を確認しながら支援方法を経験してもらう。1時間～1時間半程度を月1回程度実施。内容によっては配信を実施。
・その他一部のクラスでも、年齢に応じて就学に関する学習会等を実施。

地域のこどもの保護者を対象とした取り組み

- 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）
・にこにこ広場の開催により、小集団での親子参加を実施。保護者同士のつながりの構築や、相談等を実施。
・個別相談において、乳幼児期～小学生（低学年中心）において、発達が気になるこどもの保護者を対象に相談を実施。
- 自主事業
・「土曜日クラブ」にてまなびのひろばの開催をもず園、つぼみ園にて実施。
・市民啓発研修等にて、一般の保護者にも学ぶ機会を設けている。

方向性・課題

利用児並びに地域のこどもの保護者に対する助言、関わり方を学ぶ機会の提供については、実施回数や、1回の時間に限りがあることから、個別への助言機会が十分に設けられていないこともある。
中核機能として、担える面や、面的整備を行いつつ、他の事業との連携を強化していくことが必要と考える。

1. 子育て支援について

○子育て支援に関連する事業等の状況

堺市内の指定障害児通所支援事業所での状況（加算請求状況）

○子育てサポート加算

- 概要：障害児の家族に支援場面の観察や参加などの機会を提供し、こどもの特性や特性を踏まえた関わり方などに関する相談援助等の支援を行った場合

主な内容：

(※11月末時点)

- 計画的な実施であること。
- 直接支援場面の観察や参加等を行うこと。
- 支援者の一方的な指示や説明だけでなく、障害児の状況や家族に応じて個別に支援内容に関する説明と相談対応を行うこと。

	R6年度	R7年度
請求数（実利用者数）	1,049	1,033
事業所数	110	72
延べ件数	7,193	5,745

○家族支援加算

- 概要：家族（きょうだいを含む。）に対して、個別またはグループでの相談援助を行った場合

主な内容：

(※11月末時点)

- 居宅の訪問や事業所において対面、またはテレビ電話装置等により、子育てや生活等に関して必要な相談援助を行うこと。
- 原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子把握を行うこと。
- 相談対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。
- 相談援助を行った日時や相談内容の要点を記録すること。

	R6年度	R7年度
請求数（実利用者数）	1,417	1,218
事業所数	212	173
延べ件数	4,323	3,218

1. 子育て支援について

○子育て支援に関連する事業等の状況

障害児相談支援等に関する状況

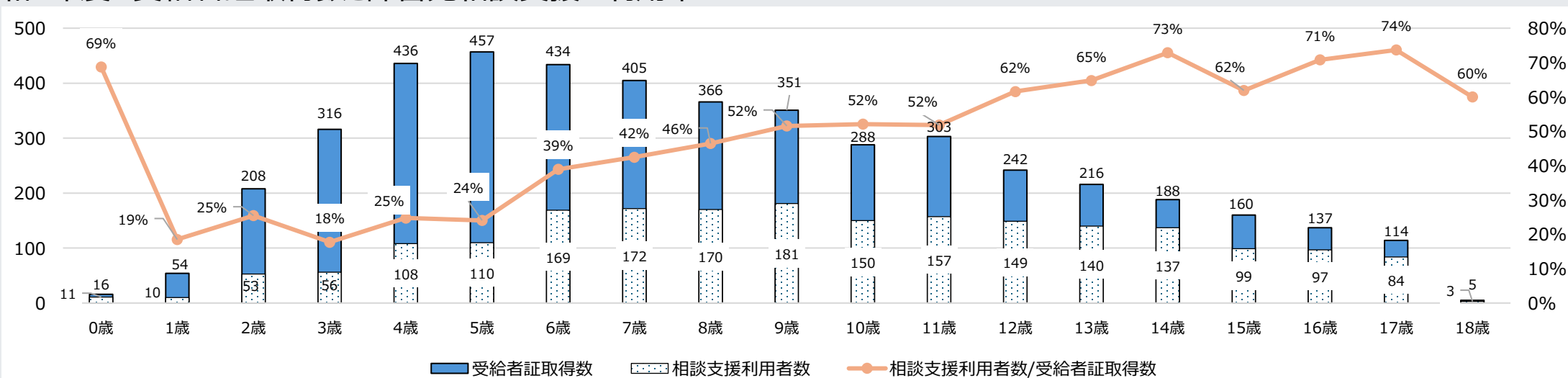
○障害者基幹相談支援センター

障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関。

0～18歳の子どもを対象とした相談実績（延べ件数）

R6 相談延べ件数：8,256件 R7上半期 相談延べ件数：4,308件

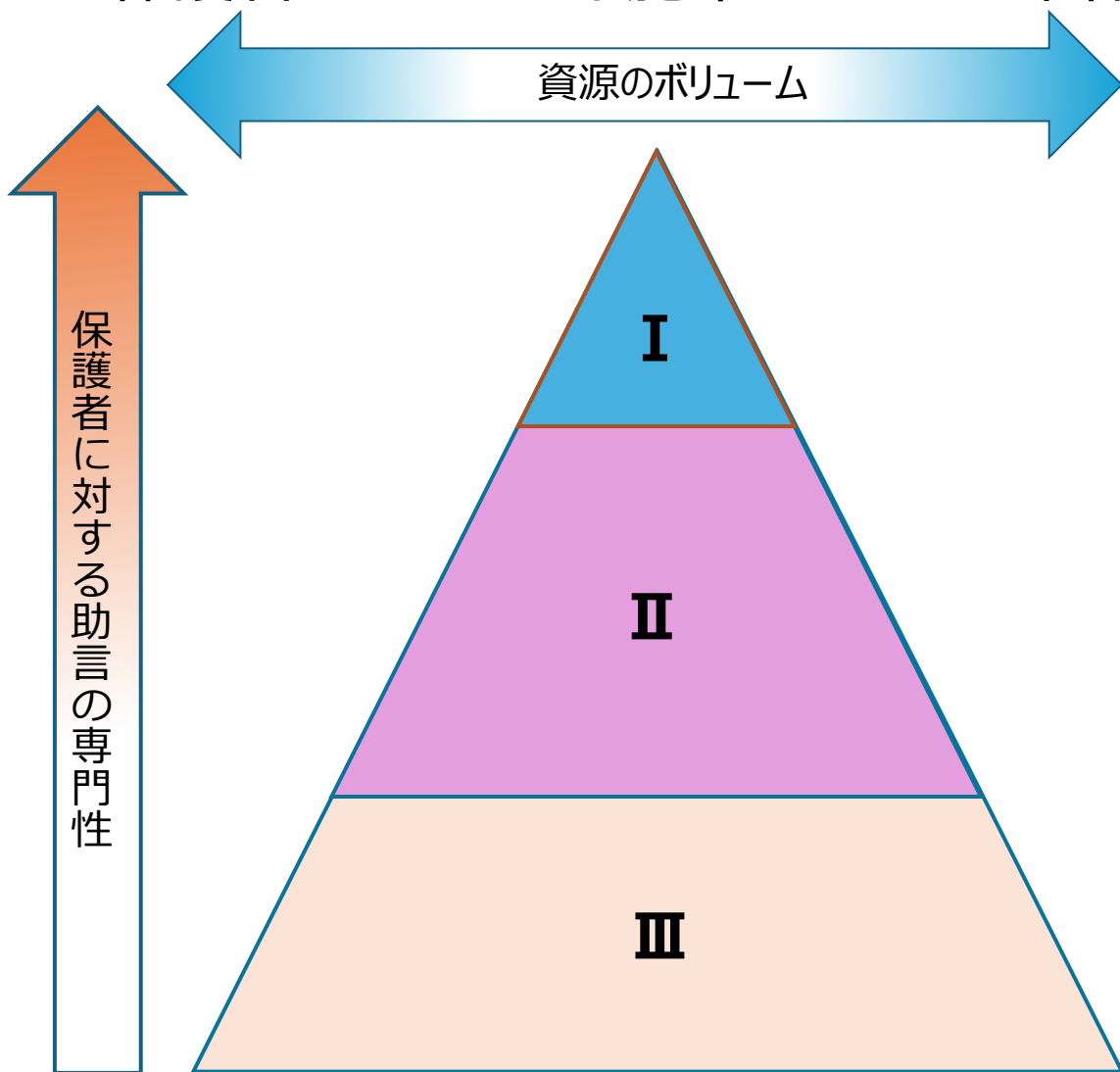
○令和6年度 受給者証取得数と障害児相談支援の利用率



- ・0歳時点から受給者証を取得している人数は16人おり、うち11人は計画相談を利用していた。
- ・一方、2歳から8歳の児童においては利用率が半数を下回っており、乳幼児期においては0歳を除いて25%以下の利用率となっている。
- ・相談支援は、利用から長期継続となることが多いため、新規の層においては計画相談が追い付かず、セルフプランが概ねの傾向である。
- ・保護者自身がその子にとって必要な支援を選択できるための補助的な取り組みも今後必要であると考えられる。

1. 子育て支援について

○保護者エンパワメント施策にむけた基本体系イメージ



主な階層（Ⅰ～Ⅲ）イメージ

Ⅰ. アセスメントを通して個別に助言できる機能
 例) 個々の障害や特性について専門性を有する機関等

現状の課題：担い手の不足・質の担保

Ⅱ. 一般的な助言、情報提供ができる機能
一定の継続的な関わり、連携等
 例) 幅広い相談機能をもつ機関等

現状の課題：支援情報の更新、連携機関の機能の把握

Ⅲ. 保護者が身近に相談できる機能
 例) 各区役所・地域のこども園、学校等

現状の課題：情報や資源の周知が必要

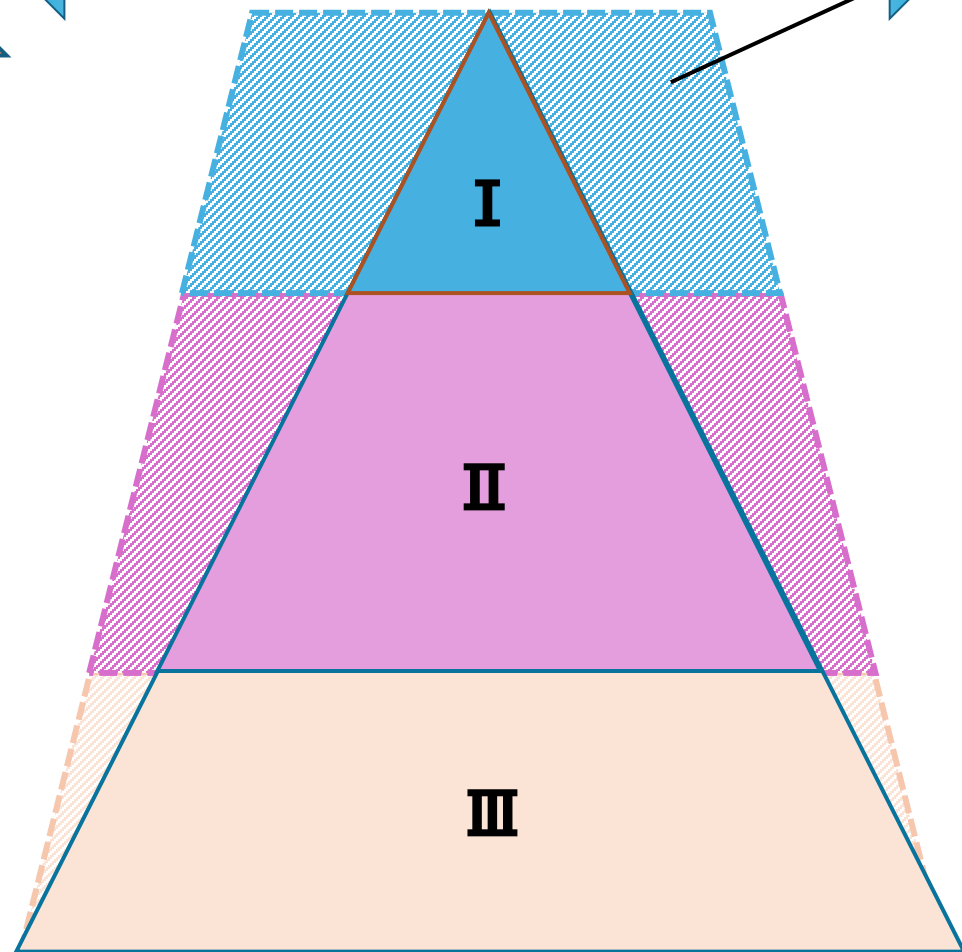
1. 子育て支援について

○保護者エンパワメント施策にむけた基本体系イメージ

・既存事業等の整理を行い、不足するものについては新規拡充を検討
 ・連携すべき機関、窓口等の周知強化

資源のボリューム

保護者に対する助言の専門性



主な階層（Ⅰ～Ⅲ）	目指す方向性
Ⅰ. アセスメントを通して個別に助言できる機能 例) 個々の障害や特性について専門性を有する機関等 現状の課題：担い手の不足・質の担保	①面的整備を行い、担い手の拡充について検討 ②保護者のこども理解が進み、安心して子育てができる
Ⅱ. 一般的な助言、情報提供ができる機能・一定の継続的な関わり、連携等 例) 幅広い相談機能をもつ機関等 現状の課題：情報の更新、連携した支援の構築	①つないで終わりではなく、継続的な連携姿勢を意識 ②各機関との密な情報共有により情報の更新を行う
Ⅲ. 保護者が身近に相談できる機能 例) 各区役所・地域のこども園、学校等 現状の課題：情報や資源の周知が必要	①どのような機関や支援があるか、周知啓発の強化 ②保護者が必要としたときに繋がるきっかけづくり

I ~ IIIにおいて、すべてを備える機関があることもありうる。

2. インクルージョン推進に向けた整理について

2. インクルージョン推進に向けた整理について

関連する項目 IV 児童発達支援センターの機能強化
IX 障害児理解の推進

第1回の主な意見

- ・巡回支援事業と保育所等訪問支援事業については、役割分担や支援内容に重複や曖昧な部分が見られるため、連携強化および役割整理が必要ではないか。
- ・障害児支援は福祉施設のみで完結する時代ではなく、こども園・幼稚園等の一般施設における支援の重要性が増している。これらの場で適切な支援が提供できる体制づくりが求められる。
- ・支援学校以外の園・施設でも障害児の受入れが進んでいる一方、人口減少に伴う受入れ拡大という側面もあり、支援に関する理解や体制が十分に整っていない園も存在する。
- ・「入園は可能であるが、園内に専門的な支援が不足している」といった状況が見られ、受入れと支援の専門性との間にギャップが生じていることが課題となっている。

各機関が実施している支援や取組について連携を図りつつ、児童発達支援センターが中核機能として役割の整理を行い、行政とともにインクルージョン推進を強化する。

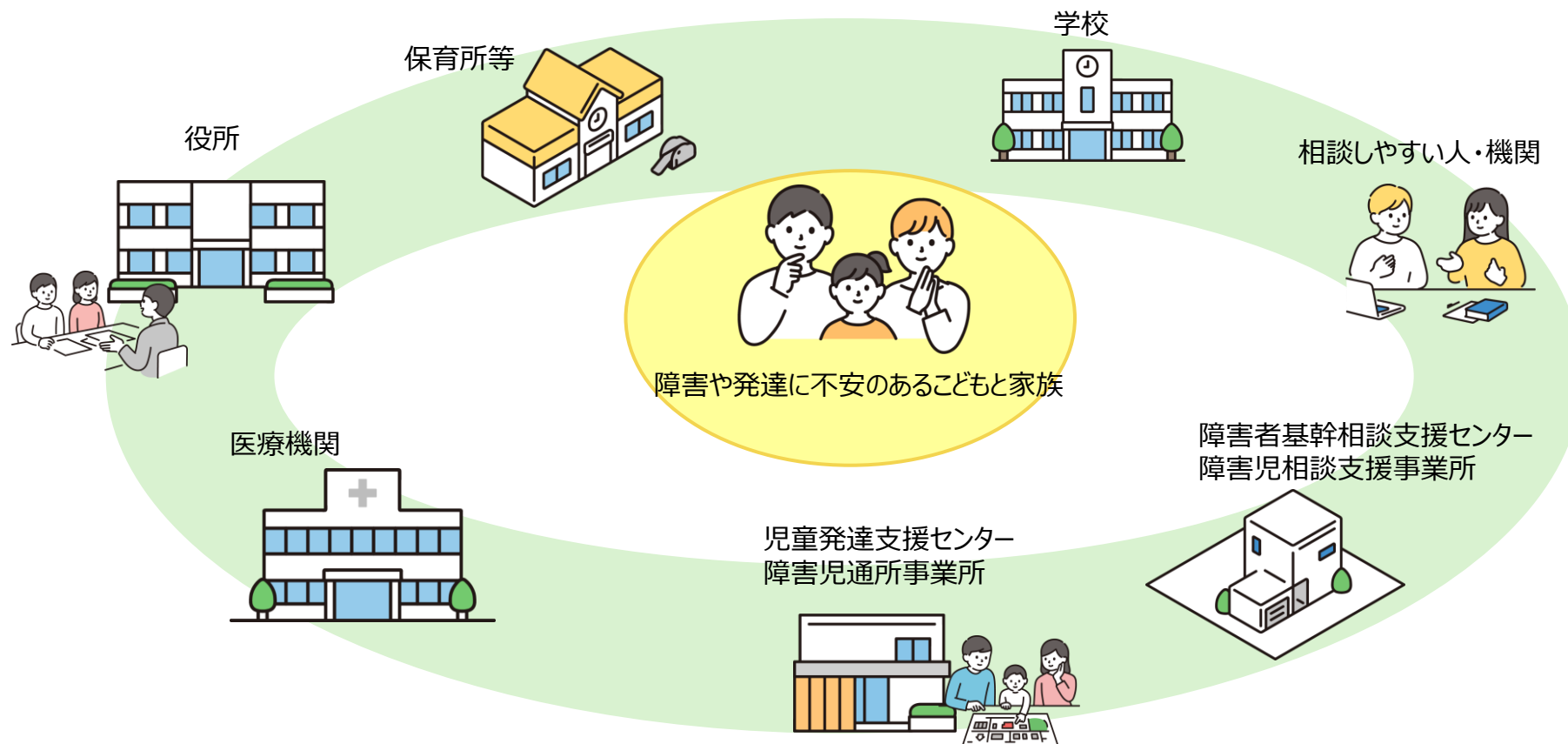
- インクルージョン推進に向けて目指す像
- 児童発達支援センター（毎日通園）と保育所等の現状と課題
- インクルージョン（主に乳幼児期）に関連する事業等の状況
- 児童発達支援センターの中核機能強化の方向性

2. インクルージョン推進に向けた整理について

○インクルージョン推進に向けて目指す像

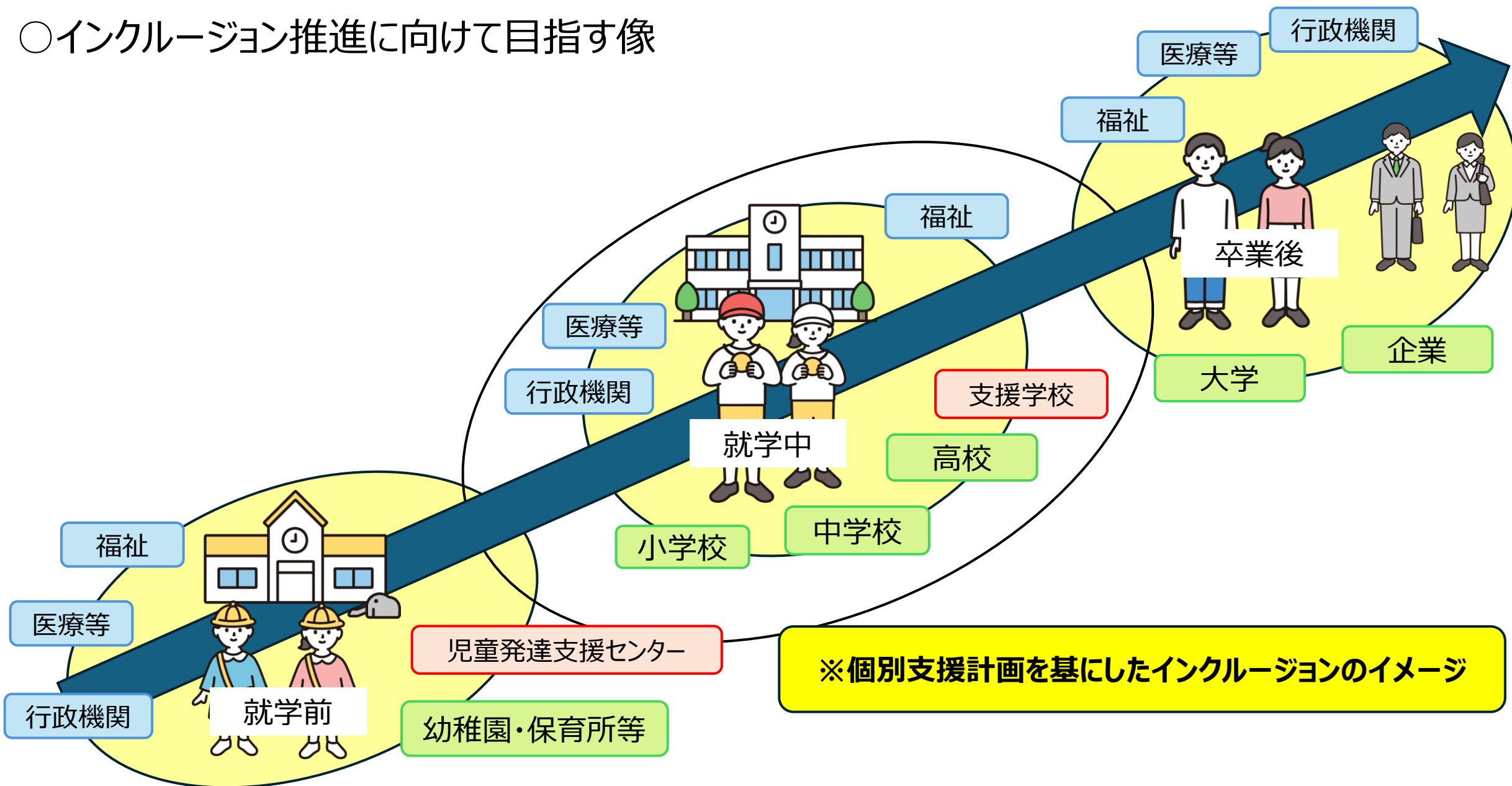
「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援することとしている。

障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。



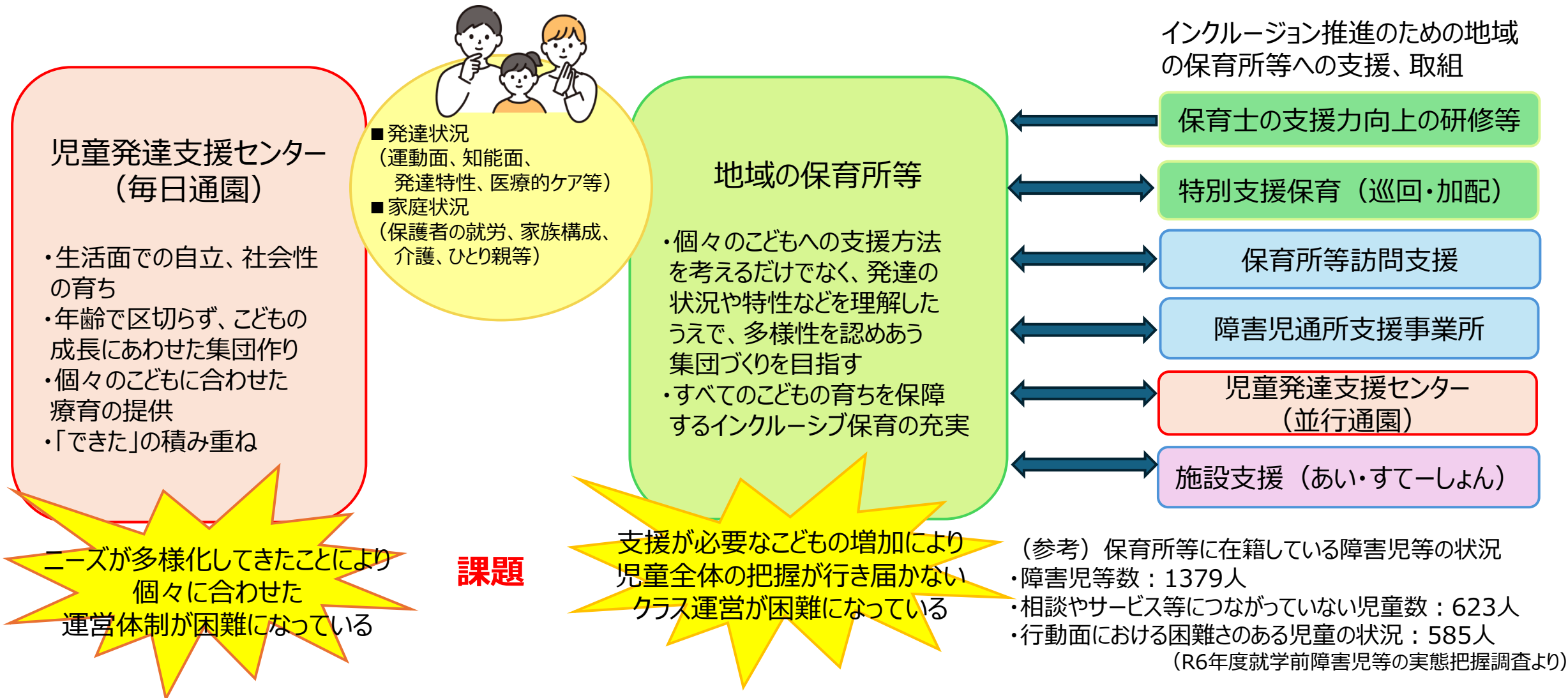
2. インクルージョン推進に向けた整理について

○インクルージョン推進に向けて目指す像



2. インクルージョン推進に向けた整理について

○児童発達支援センター（毎日通園）と保育所等の現状と課題



2. インクルージョン推進に向けた整理について

○インクルージョン（主に乳幼児期）に関連する事業等の状況

	巡回訪問支援 (幼保支援課)	堺市幼稚園巡回相談事業 (教育センター)	保育所等訪問支援事業
事業概要	教育・保育施設等において、特別支援保育等の必要性に対する理解が深められ、児童の発達に応じた適切な保育等が行われるよう、心理職による巡回訪問支援を実施している。	個に応じた指導を支援し、すべての児童が安心できる集団づくりを進めるため、専門家による巡回相談を行う。	保護者から保育所等訪問支援事業所と契約して行うもの。（障害児通所受給者証が必要）保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
目的	障害や発達に関する理解、支援方法や保護者理解などについて、 特別支援児童だけでなく発達が気になる段階から個々の状況を検討しあう ことで、インクルーシブ保育の発展と充実をめざしている。	児童への指導方法や配慮すべき内容等を教員に直接指導・助言する機会を持つことにより、障害のある児童の園での受け入れを促進するとともに、 組織的に支援できる園内体制を確立し、児童の特性に応じた発達を保障すること を目的とする。	保育所等において 障害児の育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン） を推進していくこと。
対象施設・対象者	<ul style="list-style-type: none"> 堺市内に所在する認定こども園・保育所・地域型保育事業を行う事業所 在籍する堺市在住の児童（学校法人立認定こども園にて大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金対象に該当する児童は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 堺市内の幼稚園（堺市立・私立含む。） 在園する、発達に課題のある児童や幼稚園での活動等について支援・配慮を必要とする児童 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ等 サービス利用契約をしている0～18歳の児童

2. インクルージョン推進に向けた整理について

○インクルージョン（主に乳幼児期）に関連する事業等の状況

堺市内の指定障害児通所支援事業所での関係機関連携状況（加算請求状況）

○関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)

- 概要：関係機関と連携し個別支援計画の作成や情報共有、連絡調整等を行った場合
 - (Ⅰ) 保育所、学校等と連携して個別支援計画を作成
 - (Ⅱ) 保育所、学校等と情報連携
- 主な内容：
 - 通所支援計画作成・見直しに関する会議の開催（保護者同意必須）。
 - テレビ電話装置や会議形式での実施が必要。
 - 会議開催に留まらず、保育施設等との日常的な連絡調整に努めること。
 - 連携の具体的な方法等について、関係機関との連絡調整を踏まえていることが保護者にわかるよう留意する。

関係機関連携加算（Ⅰ） (※11月末時点)

	R6年度	R7年度
請求数（実利用者数）	102	72
事業所数	24	15
延べ件数	158	97

関係機関連携加算（Ⅱ） (※11月末時点)

	R6年度	R7年度
請求数（実利用者数）	270	232
事業所数	69	50
延べ件数	463	332

2. インクルージョン推進に向けた整理について

○インクルージョン（主に乳幼児期）に関連する事業等の状況

堺市立児童発達支援センター（もず園・つぼみ園）での取り組み

児童発達支援センター
（もず園・つぼみ園）

【保育所等訪問支援事業の実施方法】

支援を開始する前に、訪問先に出向き事業説明を行うなど訪問先との関係も築くことを大切に丁寧に取り組んでいる。訪問した際は対象児に直接指導するのではなく、対象児の取り組みの様子をみながら、保育の邪魔にならないように動く。支援方法については訪問先の先生とやりとりしながら訪問員の一方的な考えを伝えるのみにならないようにしている。また、認識のずれが生じないよう訪問先や保護者にフィードバックを行っている。

【センターから地域園へ転園する際の引継ぎ等】

個別支援計画の共有・4月末ごろに引継園との情報共有を行い、関わり方の助言や保護者の思いやりとりについて共有する機会を設けている。
また、その後気になることがあれば、園からの連絡を受け、施設支援等を実施する場合もある。

地域園での支援力向上の
取り組み

教育センターと合同で、毎年、特別支援保育についての研修を実施している。
R6年度は、1回の実施に対し、105人参加した。
また、各区別に特別支援や医療的ケア等の支援が必要なケースについての事例検討会も毎年実施している。
その他、大阪府や関係機関等が実施している研修は随時、各施設に案内している。
障害支援課と幼保支援課が共催で「あい・さかい・サポーター養成研修」も実施しており、保育施設職員も受講している。

2. インクルージョン推進に向けた整理について

○児童発達支援センターの中核機能強化の方向性

児童発達支援センターの機能強化（地域のインクルージョン推進の中核としての機能）

（現在の項目）

- ・保育所等訪問支援事業の実施を通じて地域の園や学校の障害への理解、支援力の向上を図る
- ・センターの通所利用後等、児童に対するアセスメントをしっかり行ったのち、保育所等訪問支援への移行等地域でのサポート等を実施することにより、地域のインクルージョンの中核となる質を担保した支援の提供を行う
- ・市内の保育所等訪問支援を実施する事業所とセンターで、地域の現状及び課題の把握、情報交換や助言、ノウハウの共有等を行う機会を設けるなど、市内の支援の質の向上を図る。

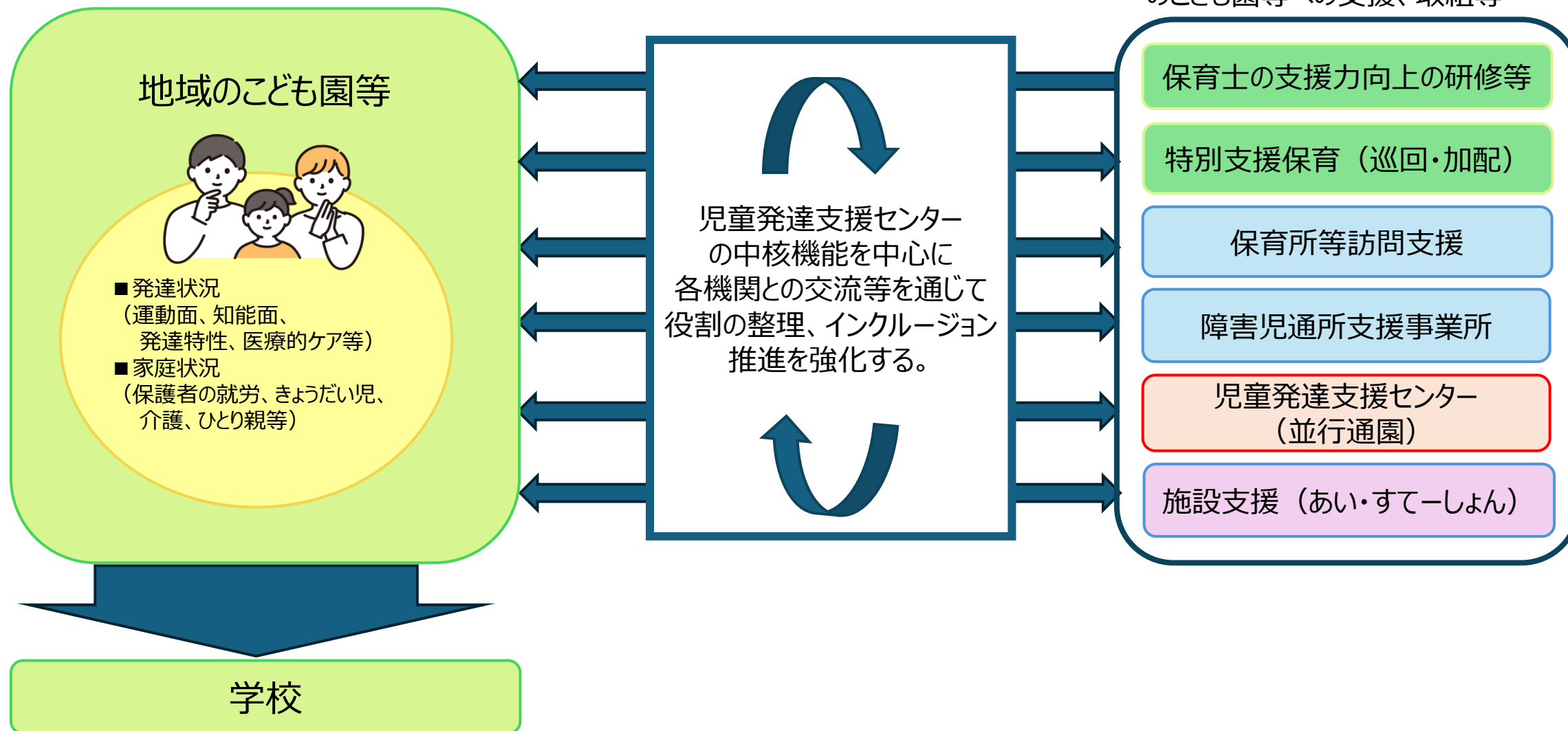
（新規追加）

- ・**地域のこども園、学校及び障害児通所支援事業所との交流を深め、就学後の継続的な支援を見据えたインクルージョンについて、行政機関とともに検討を進める。（次ページ参照）**

2. インクルージョン推進に向けた整理について

○児童発達支援センターの中核機能強化の方向性

インクルージョン推進のための地域のこども園等への支援、取組等



3. 発達等に不安のある不登校児への支援について

3. 発達等に不安のある不登校児への支援について

関連する項目 V 学齢期支援の充実

第1回の主な意見

- ・保護者が朝起こすことができない、学校まで付き添うことが困難など、家庭の状況により登校が難しくなるケースが一定数存在している。
- ・現行の福祉制度では、緊急入院時等の一時的・期限付きの支援にとどまり、継続的な登校支援を提供する仕組みは十分に整っていない。
- ・放課後等デイサービスにおける「個別サポート加算Ⅲ」に不登校支援が追加されたことにより、不登校の状況を福祉側でも把握できるのでは。
- ・発達特性に伴う繊細さ、感覚過敏、対人関係のストレス、知的には高い能力を持ちながらも環境適応が難しいなど、障害特性は不登校と密接に関連している。このため、不登校支援は一般教育の枠組みにとどめず、特別支援教育の視点と一体的に検討することが必要である。

不登校には多様な要因が存在しており、不登校児への支援の過程で障害が疑われる場合であっても、障害に関する支援から直ちにアプローチすることはハードルが高く、一定の時間を要するのが現状である。そのため、不登校児と支援者が継続的に相談を重ねる中で、本人や家族が必要と判断した際には、適切な支援につなぐことができる体制を構築することが重要である。

- 個別サポート加算Ⅲの加算請求状況の報告
- 関連部署での対応状況と今後の方向性について

3. 発達等に不安のある不登校児への支援について

○個別サポート加算Ⅲの加算請求状況の報告

堺市内の指定障害児通所支援事業所での放課後デイサービス事業所における個別サポート加算Ⅲ

○個別サポート加算Ⅲ

- 目的: 不登校の状態にある障害児への支援として、学校、その他関係機関等と密に連携を行い、家族に対する相談援助を丁寧に行う。
- 対象: 何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景によって登校しないもしくはしたくてもできない状況のため、長時間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由は除く）であり、学校と事業所が情報共有を行い、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された不登校状態の障害児
(※11月末時点)

主な内容:

- 保護者に同意を得た上で個別支援計画に位置付けし、学校と日常的な連携を図りながら支援を行うこと。
- 家庭と日常的な連携（月1回以上の相談援助）を図りながら支援を行うこと。
- 市（教育委員会や福祉部局等）から、学校や家庭との連携状況について確認があった場合回答すること。

	R6年度	R7年度
請求数（実利用者数）	307	256
事業所数	144	122
延べ件数	4,077	2,324

○不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

(参考) 不登校児数	R6年度
小学校不登校児数	1,058人
中学校不登校児数	1,241人
合計	2,299人

・サポート加算Ⅲの対象者は、上記の不登校の定義に当てはまる児童と必ずしも同じとは限らないが、概ね同様の状態であると想定した場合には、約1割程度は障害福祉サービスを利用していると仮定できる。

3. 発達等に不安のある不登校児への支援について

○関連部署での対応状況と今後の方向性について

関連部署での対応状況（抜粋）

<p>要保護児童対策地域協議会 （子ども家庭課）</p>	<p>こども本人の状況に起因すると考えられる場合（体調、学校に対する気持ち）、家庭環境や保護者の状況に起因すると考えられる場合（保護者の養育能力に課題がある）を確認している。複数の要因があると見受けられている場合もある。</p> <p>【背景に障害があった場合のつなぎ先】 一例として、義務教育期間中に、こどもの発達状況について相談したい場合は教育センターへ、保護者に障害があり支援が必要な場合は障害者基幹相談センター等とともにサポート体制の構築を考えている。</p>
<p>いじめ不登校対策支援室</p>	<p>学校への相談方法の提案、教育支援教室や不登校関連講座等の情報提供等を行い、相談者の同意が得られれば、相談内容に応じて関係機関と連携して対応する。</p> <p>また、こどもの気持ちや状況に応じた支援につなぐことができるよう、臨床心理士等の専門職がこどもの意見を聴き取る「こどものこころサポート事業」を実施している。</p> <p>【背景に障害があった場合のつなぎ先】 発達障害に関する相談があれば、発達相談を実施している機関（アプリコット堺など）を案内する。また、相談内容から障害が疑われる場合は、スクールカウンセラーの面談や医療への受診等を提案する。</p> <p>【不登校支援について教育委員会・学校との連携について】 相談者が希望した場合や、いじめ、希死念慮が疑われる場合は、相談内容を支援室から教育委員会・学校に共有し、相談内容に応じて関係機関と連携して対応する。</p>

今後の方向性

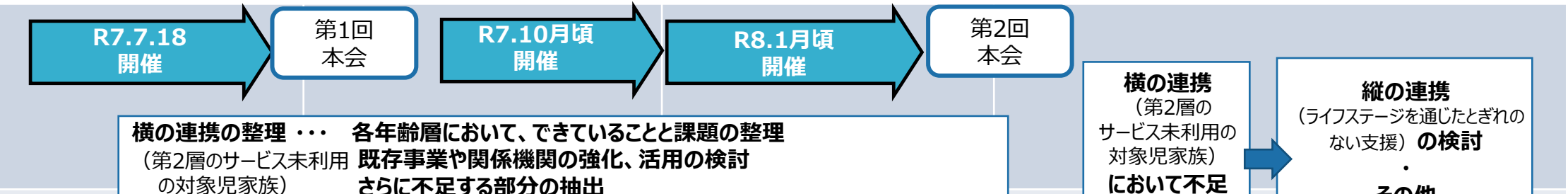
上記以外に不登校の児童への支援は学校が中心となり行っており、教育委員会において不登校に関する相談窓口も広く設けている。また、教育委員会では「不登校の子ども学びとつながり」が示されているため、これに沿った支援連携体制について、今後深めていくことが重要である。不登校における相談を受けた際に、どのような支援や連携が必要であるか、教育と福祉の双方の視点から検討することが必要である。

4 .障害児の相談支援部会の報告

4.障害児の相談支援部会の報告

○障害者自立支援協議会において令和7年度から部会化

【目的】障害のある子どもや発達に不安のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向け、ライフステージを通じたとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援などによって、障害児とその家族等が必要な情報を獲得し支援を受け、地域で安心した生活を送ること。

開催頻度	年3回程度			
構成員	障害者自立支援協議会（副会長）、障害児等療育支援事業、障害児相談支援事業所、家族会、児童発達支援センター、総合相談情報センター、障害者基幹相談支援センター、その他議論に応じた関係者（都度）			
	R7年度 第1回部会	R7年度 第2回部会	令和7年度 第3回部会	令和8年度以降
スケジュール	 <p>R7.7.18 開催 → 第1回 本会 → R7.10月頃 開催 → 令和8.1月頃 開催 → 第2回 本会</p> <p>横の連携の整理・・・各年齢層において、できていることと課題の整理 （第2層のサービス未利用の対象児家族） 既存事業や関係機関の強化、活用の検討 さらに不足する部分の抽出</p> <p>横の連携（第2層のサービス未利用の対象児家族）において不足する部分を補う仕組みの検討 → 縦の連携（ライフステージを通じたとぎれのない支援）の検討・その他課題の検討</p> <p>提言</p>			
協議内容	1.部会設置の経過・背景の確認 2.現状の共有と課題の抽出 3.既存事業で実施できることの整理	乳幼児期の課題について 方向性の検討 （協議に適した関係者の出席）	学齢期の課題について 方向性の検討 （協議に適した関係者の出席）	

4. 障害児の相談支援部会の報告

○障害児の相談支援についてのご意見・方向性のイメージ図

※障害児相談支援ワーキング、障害児の相談支援部会準備会でのご意見・方向性のイメージ図をもとに事務局作成

「障害児相談支援」を含め、障害のあるこども（※）や発達に不安のあるこどもの相談支援の仕組みの検討

※ ここでの「障害のあるこども」とは、
障害者手帳の有無や
サービスの利用の有無を問わない

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の
整備や社会資源の開発など

<第2層> 面的整備

b. 一般的な相談支援

教育（学校）、
母子医療、保健、
就労支援等
障害児分野以外の
機関

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした
計画相談支援・障害児相談支援

総合相談情報センター
障害者基幹相談支援センター

情報が集まる
仕組み・
情報が発信さ
れる仕組み

障害児相談支援を担う
相談支援専門員を支える「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの
* スーパーバイズを含む

児童発達支援センター
法改正により、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化

+

障害者基幹相談支援センター

区域にこだわらず、
障害児や家族を支える
「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの

事務の簡素化・事務負担軽減の課題
・支給決定の「カラ打ち」
・区窓口での対応の差 等

- 計画相談支援
- 障害児相談支援

指定特定相談支援事業所

4.障害児の相談支援部会の報告

※令和7年12月時点

○令和7年度の議論内容

堺市障害者自立支援協議会 令和7年度障害児の相談支援部会でのご意見

<p>第1回 (R7.7.18) 議論内容</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 障害児の相談支援の中核となる「児童発達支援センター」「障害者基幹相談支援センター」の強み、課題を共有。■ 各相談機関から見た現状、課題、支援状況、インフォーマルなコミュニティ（保護者間での情報等）について共有。■ 支援のバトンをつなぐだけでなく、伴走型の支援が望ましい。■ 既存の事業や連携の仕組みに再度手を入れる時期になっている。■ サービス利用が目標（ゴール）ではないという視点が必要。■ R7年度は乳幼児期と学齢期にわけて関係機関を招集し、議論。
<p>第2回 (R7.10.7) 乳幼児期 についての 議論内容</p>	<p>【出席関係者】 保健センター、幼保支援課、障害支援課（発達支援コーディネーター）</p> <ul style="list-style-type: none">■ 保健センターの健診業務、保育施設における特別支援保育、4・5歳児発達相談の取り組み状況等について関係者から報告。■ 乳幼児期には手厚いフォローや関わりがされていることがわかったが、様々な理由から支援機関に繋がっていないケースがある。■ 障害というキーワードを使わず、保護者の家庭での困りごとにもアプローチできたらよい。■ こどもにとっては一番の支援者である保護者に力をつけていてもらいたい。■ 療育は通所となると切り取る形になりがちだが、本来は園でできるのがよい。■ 療育が過剰評価されている気がする。支援者が手探りであることも多く、育成が重要。■ 各機関で発見できる層が違えば、支援できる内容も違う。保護者の受け止めの時期も違うことから、あらゆる角度から気づきを得て受け止めるような仕組みを。
<p>第3回 (R8.1.9) 学齢期に ついて議論</p>	<p>【出席関係者】 支援教育課、教育センター企画相談課、支援学校（特別支援教育コーディネーター）、小学校（特別支援教育コーディネーター）</p> <ul style="list-style-type: none">■ 堺市の特別支援教育現状、教育相談、支援学校・小学校・中学校の取組状況等について関係者から報告。